

木更津市学校体育施設開放事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法第13条第1項及び学校教育法第137条の規定により、市内の小・中学校の体育館及び運動場又は武道館（以下「体育施設」という。）をスポーツの場として市民に開放し、もって市民の健康体力づくりを図ることを目的とする。

(開放校の指定)

第2条 教育委員会は、毎年、学校長と協議し体育施設を開放する小学校及び中学校（以下「開放校」という。）を指定する。

2 教育委員会は、前項の規定により開放校の指定をしたときは、学校体育施設開放指定通知書（別記第1号様式）を当該学校長に交付するものとする。

(開放施設及び開放日時)

第3条 体育施設の開放は、別表のとおりとし、学校教育に支障のない範囲とする。ただし、運動場については、雨天又は雨天に準じる日は開放しないものとする。

2 教育委員会は、体育施設の開放に関し、運営上必要があると認められるときは、開放日時等を変更することができる。

(利用の範囲)

第4条 体育施設を利用できる者は、市内に在住又は在勤若しくは在学する者で、スポーツ活動を目的とした団体とする。

2 団体は、成人を含む5人以上で構成されたものとする。

3 体育館の利用は1団体、週2回以内とする。

(登録の申請)

第5条 体育施設を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、教育委員会に学校体育施設利用団体登録申請書（別記第2号様式）及び登録利用団体員名簿（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(登録の許可又は不許可)

第6条 教育委員会は、前条の規定により登録の申請があったときは、その内容を審査のうち、適当と認められる場合には利用を許可するとともに利用団体に学校体育施設利用団体登録許可書（別記第4号様式）を交付する。ただし、利用団体が次の各号に該当すると認められるときは、体育施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 体育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他、体育施設の管理運営に支障が生じるおそれがあると認められるとき。

(登録の取り消し等)

第7条 教育委員会は、利用団体が次の各号に該当すると認められるときは、利用を停止又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽による第5条の申請により登録したとき。
- (2) 利用の目的に反し、体育施設を使用したとき。
- (3) その他、体育施設の管理運営に支障があるとき。

(損害賠償等)

第8条 利用団体は、体育施設に損害を与えた場合は速やかに学校長及び教育委員会に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

2 開放中の損害事故も利用団体の責任とする。

(開放運営委員会)

第9条 体育施設の開放を効率的に運営するため、開放校ごとに学校体育施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、別に定める要領に基づき体育施設の開放に関する業務を行うものとする。

(連絡会議)

第10条 教育委員会は、体育施設の開放の充実及び運営委員会の機能向上を図るため、原則として年2回の連絡会議を開催するものとする。

(体育施設の管理委託)

第11条 教育委員会は、体育施設の管理等について、運営委員会に委託することができるものとする。

(管理責任)

第12条 体育施設の開放に伴う管理責任は、教育委員会とし学校長の責任は一切問わないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

平成22年1月15日 決裁

平成23年1月7日 決裁

別表（第3条）

開 放 す る 施 設		開 放 す る 日	開 放 時 期 及 び 時 間
			4 月 か ら 3 月
小 学 校	体 育 館	平 日	午後 6 時から午後 9 時
		土、日曜日及び祝日	午前 9 時から午後 9 時
	運 動 場	土、日曜日及び祝日	午前 9 時から午後 4 時
中 学 校	体 育 館 及 び 武 道 館	水 ・ 土 曜 日	午後 6 時から午後 9 時

注) 武道館については富来田中に限る。

別記

第1号様式（第2条第2項）

学校体育施設開放指定通知書

平成 年 月 日

様

木更津市教育委員会

木更津市学校体育施設開放事業実施要綱第2条第1項の規定により、貴校を平成 年
度開放校としたので通知します。

第2号様式（第5条）

学校体育施設利用団体登録申請書

平成 年 月 日

木更津市教育委員会 様

団体名

代表者

木更津市学校体育施設開放事業実施要綱第5条の規定により、学校体育施設を利用したいので申請します。

なお、学校体育施設開放に関する取り決めを守り利用することを誓約します。

フ リ ガ ナ 団 体 名 （ 会 員 総 数 ）	（ 人 ）
主 な ス ポ ー ツ 活 動 （ ス ポ ー ツ 名 ）	
代 表 者	住 所：〒 氏 名： 電話番号： E-mail：
備 考	利用希望施設名 （ 体育館 運動場 武道館 ） 利用希望日 （ ・ 曜日 ） 利用希望時間 （ ～ ） スポーツ傷害保険加入の有無（ 有 ・ 無 ）

（注）スポーツ保険は、原則として加入すること。

第4号様式（第6条）

学校体育施設利用団体登録許可書

平成 年 月 日

団体名

代表者 様

木更津市教育委員会

貴団体を学校体育施設利用団体として登録し、その利用を許可します。

開 放 校 名	
---------	--

利用上の注意

- (1) 利用時間（後始末及び清掃等を含む）は、必ず厳守してください。
- (2) 利用後は、必ず清掃してください。
- (3) 目的外に利用した場合は、直ちに利用を停止します。
- (4) 学校行事により開放日が中止（変更）されることがあります。
- (5) その他、良識ある行動をとってください。